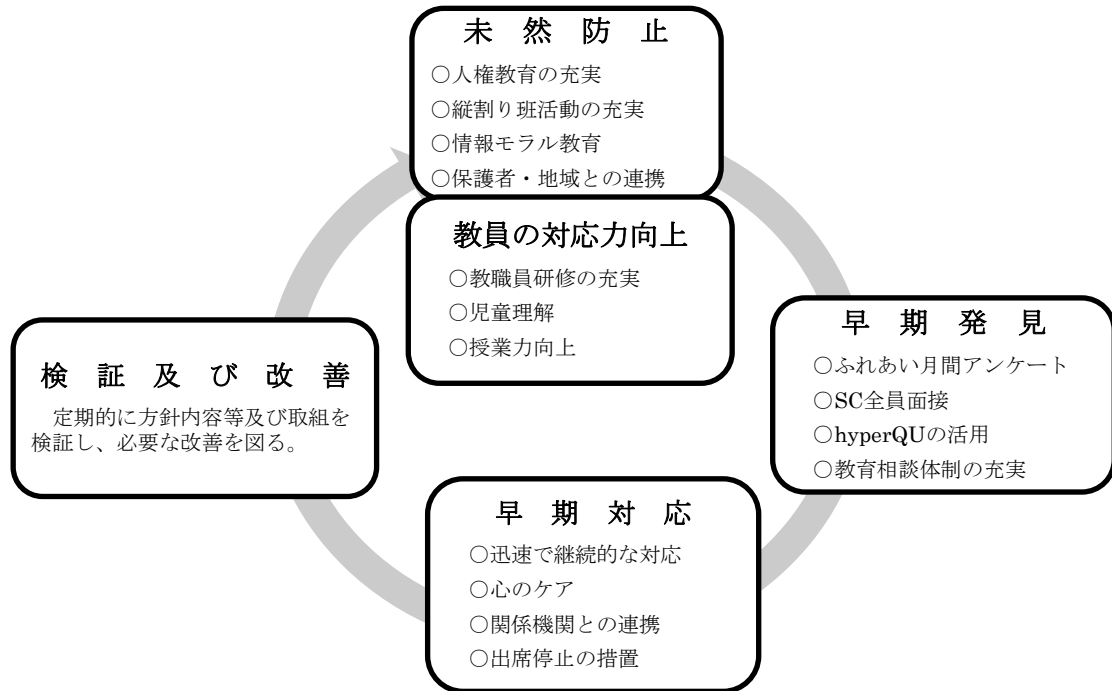


落合第五小学校 いじめ防止基本方針

1 基本理念

- いじめは重大な人権侵害であるとの認識に立ち、いじめの防止に取り組む。
- いじめはどの学校、どの子供にも起こりうるとの認識に立ち、いじめの早期発見に努める。
- いじめを受けた子供の生命及び心身を保護することが特に重要であるとの認識に立ち、いじめの被害者に寄り添うとともに、家庭・学校・地域や関係機関との連携により、これを解決する。



「いじめ」とは、児童に対して当該児童が在籍する当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ・具体的ないじめの態様には、以下のようなものがある。

- 理由もなくいじわるなことをされる。
- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり壊されて、捨てられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

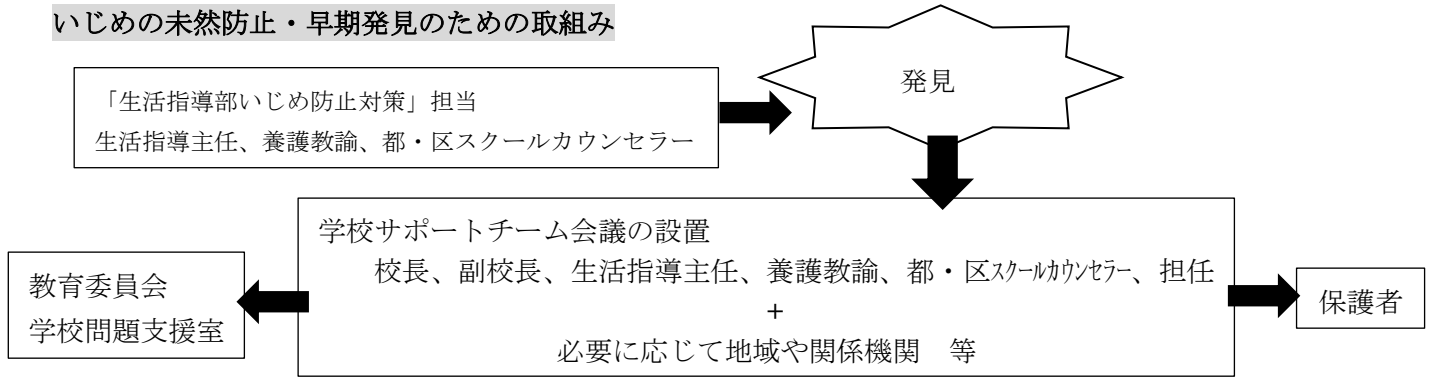
2 組織

- ・「生活指導部いじめ防止対策」担当を設置

未然防止のための取組み、早期発見に努め、いじめ発見時には「学校サポートチーム会議」を開き早期対応を行う。また、学校サポート会議には必要に応じて、教育委員会、地域や関係機関とも連携を図り、解決を図る。

（構成員：生活指導主任、養護教諭、都・区スクールカウンセラー）

いじめの未然防止・早期発見のための取組み



3 未然防止のための取組み

○人権教育の充実

- ・ 道徳の時間を要に、教育活動全体で人間尊重の精神や生命に対する畏敬の念を養えるよう、道徳授業地区公開講座や授業観察などを通して、道徳授業の充実に取り組む。
- ・ 年3回のふれあい月間に合わせ、挨拶に重点をおいた生活指導をするなど、挨拶を大切に生活指導を実施し、認め合い、明るく仲よく生活していく集団づくりに努める。

○縦割り班活動の充実

- ・ 縦割り班集会や行事における縦割り交流などを位置付け、異学年による交流を盛んにすることで、さまざまな学年の児童同士が仲良くかかわれるようにする。

○情報モラル教育

- ・ 情報教育計画に位置付けた情報モラルを確実に指導するとともに、セーフティ教室に必ず情報モラルを盛り込むなどして、情報モラルを身に付けさせる。

○保護者への働きかけ

- ・ 保護者会等で機会を捉え、学校の取組みへの理解を図るとともに協力を依頼する。

4 早期発見のための取組み

- ふれあい月間…年3回のふれあい月間に、いじめにかかわるアンケートをとることで、早期発見に取り組む。

○スクールカウンセラーとの4年生以上全員面接

- ・ 高学年にさしかかる4～6年までに年1回のスクールカウンセラーとの全員面接を実施し、いじめの早期発見を行う。スクールカウンセラーとの信頼関係を構築することで、悩みを相談できるようにする。

- 人権教育プログラムの「いじめ発見のポイント」などを生活指導朝会などで確認し合い、児童の様子を振り返り、判断材料とする。

5 早期対応のための取組み

- いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であるとの認識に立ち、「いじめ防止対策」担当を中心に、継続的なケアを行うとともに、関係する教職員とともに解決を図る。

○関係機関等との連携

- ・ 必要に応じて「学校サポートチーム会議」を開催し、関係諸機関と連携し、問題の解決を図る。

○出席停止等の措置

- ・ 重大事態発生時には、被害を受けた児童が日常の学校生活を取り戻せるよう、加害児童に対する出席停止の措置や就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。

○教職員研修会の充実

- ・ 区主催の研修会を全教職員に周知したり、「いじめに向き合う」を利用した学校独自の生活指導研修会を開催したりして、いじめの発見やその対応についての資質・能力を向上させる。

6 重大事態への対応

○学校サポートチーム会議の開催

- ・ 早期解決を図るため、学校サポートチーム会議を開催し、情報の共有や対応方針を協議する。

○教育委員会との連携

- ・ 重大事態が発生した場合、速やかに教育委員会への報告を行い、連携を図りながら対応にあたる。

○情報の管理

- ・ いじめを受けた児童及びいじめを行った児童の人権に配慮し、重大事態発生に係る情報の取扱いについては十分に配慮する。